

消費者トラブル注意情報～令和6年10月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年10月10日調査)

商品・サービス	相談内容の例	助言
商品一般 (クレジットカードの不正利用など)	クレジットカードの請求明細に覚えのない請求が3件あった。カード会社に何度も電話をしているが電話が繋がらない。	クレジットカードの利用明細は、請求額だけでなく、利用ごとに日付と金額を確認し、自分が利用したものであることを確かめ、定期的にチェックするようにしましょう。不正利用された時は、カード会社に電話やメール等、連絡可能な方法で、利用停止手続きをしましょう。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センター
基礎化粧品 (定期購入のトラブルなど)	SNSの広告で、「1回しか送りません」と書いてあったので「購入する」ボタンを押すと、「おめでとうございます、1000円クーポンです、使われませんか」と表示されたので「ハイ」を押すと3回受け取りの定期購入になってしまった。	注文確定後などに表示される「割引クーポン」を使用する際は、最初の購入条件が変更される場合があります。画面は一つひとつ隅々までチェックしましょう。トラブルになったときの証拠になるよう、申し込むときは、最終確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
米 (品不足など)	今年は米がないとラジオで言っていた。日ごろ買いに行く店に電話すると、そこでも米はないと言っていた。本当に米はないのだろうか。	需要と供給のバランスが調整されるまでの一時的な事態かもしれません。焦らずに冷静に対処しましょう。米が手に入りにくい場合、他の穀物や食材を積極的に取り入れることで、栄養バランスを保ちながら、バラエティに富んだ食事をとることができます。

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。

広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト

[電子メール受付](#)

⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネイロー
～Stop the 泣き寝入り～

■イベント情報

○「消費者のつどい2024」(令和6年11月12日(火) 13:30～16:00)

今年の講演会のテーマは「実践! エシカル消費」

申込み締め切りは、11月5日(火)まで

→詳しくは、[広島県消費生活課ホームページ](#)へ